



三重県公報

平成6年9月30日(金)

号外

目次

規則

- 三重県聴聞規則……………(人事課) 1
- 三重県事務決裁及び委任規則の一部を改正する規則……………(同) 6
- 知事の所管に属する公益法人の設立、監督等に関する規則の一部を改正する規則……………(学事文書課) 6
- 三重県女性センター管理規則……………(青少年女性課) 7
- 三重県行政組織規則の一部を改正する規則……………(人事課) 16
- 食糧管理法施行令第5条の2および同条の3ならびに同法施行規則第25条による聴聞に関する規則を廃止する規則……………(普及農産課) 18
- 家畜改良増殖法に基く聴聞規則を廃止する規則……………(畜産課) 18
- 三重県漁業調整規則の一部を改正する規則……………(漁政課) 18

公安委規則

- 聴聞等に関する規則を廃止する規則……………(公安委員会) 19
- 三重県道路交通法施行細則の一部を改正する規則……………(同) 19
- 三重県公安委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督等に関する規則の一部を改正する規則……………(同) 19

告示

- 三重県総合文化センターの設備の使用料の額……………(教育委員会) 20
- 地方自治法施行令第158条第1項の規定による使用料の徴収事務の委託……………(同) 22

規則

三重県聴聞規則をここに公布する。

平成6年9月30日

三重県知事 田 中 邦 男

三重県規則第九十号

三重県聴聞規則

(趣旨等)

第一条 この規則は、行政手続法(平成五年法律第八十八号。以下「法」という。)第1章第1節に規定する聴聞の手続について、必要な事項を定めるものとする。

2 聴聞の手続に関しこの規則に規定する事項について、他の法令に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

(定義)

第二条 この規則の用語の意義は、法の定めるところによる。

(聴聞の通知及び期日の変更)

第三条 法第十五条第一項の規定による通知は、別紙様式による聴聞通知書により行うものとする。

2 知事が前項の規定による通知(法第十五条第三項の通知をした場合を含む。)をした場合において、当事者は、やむを得ない理由があるときには、知事に対し、聴聞の期日の変更を申し出ることができる。

3 前項の規定による申出は、聴聞の期日の五日前までに、次に掲げる事項を記載した書面を知事に提出して行うものとする。

当事者の氏名及び住所又は名称及び所在地

議長

議長補佐

主幹

主査

主査

主査

一 聴聞の件名（予定される不利益処分の内容、根拠となる法令の条項及び名あて人の氏名をいう。以下同じ。）

三 聴聞の期日の変更の理由

4 知事は、第二項の規定による申出又は職権により、聴聞の期日を変更することができる。

5 知事は、前項の規定により聴聞の期日を変更したときは、速やかに、その旨を当事者及び参加人（その時までに法第十七条第一項の規定による求めを受諾し、又は同項の規定による許可を受けている者に限る。）に通知しなければならない。

（関係人の参加許可）

第四条 法第十七条第一項の規定による許可の申請については、関係人は、聴聞の期日の五日前までに、次に掲げる事項を記載した書面を主宰者に提出してこれを行うものとする。

一 関係人の氏名及び住所又は名称及び所在地

二 聴聞の件名

三 当該聴聞に係る不利益処分につき利害関係を有することの陳明

2 主宰者は、法第十七条第一項の規定により許可したときは、速やかに、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

（資料の閲覧）

第五条 法第十八条第一項の規定による閲覧の求めについては、当事者又は当該不利益処分がされた場合に自己の利益が害されることとなる参加人（以下この条において「当事者等」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面を知事に提出してこれを行うものとする。ただし、聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となつた場合の閲覧については、口頭で求めれば足りる。

一 当事者等の氏名及び住所又は名称及び所在地

二 聴聞の件名

三 閲覧をしようとする資料の標目

2 知事は、閲覧の求めに応じたときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を当事者等々に通知しなければならない。この場合において、知事は、聴聞の審理における当事者等の意見陳述の準備を妨げることがないよう配慮するものとする。

3 知事は、聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となつた資料の閲覧の求めがあつた場合に、当該審理において閲覧させることができないとき（法第十八条第一項後段の規定による拒否のときを除く。）は、閲覧の日時及び場所を指定し、当事者等々に通知しなければならない。この場合において、主宰者は、法第二十二條第一項の規定に基づき、当該閲覧の日以後の日を新たな聴聞の期日として定めるものとする。

（主宰者の指名）

第六条 法第十九条第一項の規定による主宰者の指名は、聴聞の通知の時までに行うものとする。

2 主宰者が法第十九条第一項各号のいずれかに該当するに至ったときは、知事は、速やかに、新たな主宰者を指名しなければならない。

（補佐人の出頭許可等）

第七条 法第二十条第三項の許可の申請については、当事者又は参加人は、聴聞の期日の五日前までに、次に掲げる事項を記載した書面を主宰者に提出してこれを行うものとする。ただし、同項の許可を受けて出頭した補佐人が、法第二十二條第二項（法第二十五條後段において準用する場合を含む。）の規定により通知された聴聞の期日における補佐人になろうとする場合は、この限りでない。

一 当事者又は参加人の氏名及び住所又は名称及び所在地

二 補佐人になろうとする者の氏名及び住所

三 聴聞の件名

四 当事者又は参加人との関係

五 補佐する事項

2 主宰者は、補佐人の出頭を許可したときは、速やかに、その旨を当事者又は参加人に通知しなければならない。

3 補佐人の陳述は、当事者又は参加人が直ちに取消さないときは、当該当事者又は参加人が自ら陳述したものとみなす。

（聴聞の期日における陳述の制限及び秩序維持）

第八条 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者が審理に必要な範囲を超えて陳述するとき、その他議事を整理する

ためやむを得ないと認めるときは、その者に対し、その陳述を制限することができる。

2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、聴聞の期日における審理の秩序を維持するため、聴聞の期日における審理を妨害し、又はその秩序を見守る者に対し退場を命ずる等適当な措置を採ることができる。

（聴聞の期日における審理の公開）

第九条 知事は、法第二十条第六項の規定により聴聞の期日における審理の公開を相与と認めるときは、当事者及び参加人（その時までに法第十七条第一項の求めを受諾し、又は同項の許可を受けている者に限る。）に対し、速やかに、その旨を通知するとともに、当該聴聞の期日及び場所を公示するものとする。

2 前項の規定による公示は、三重県掲示場の設置及び管理規則（昭和四十四年三重県規則第二十号）第二条の掲示場に掲示して行うものとする。

（陳述書等の提出の方法）

第十条 法第二十一条第一項の規定による陳述書及び証拠書類等の提出は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

提出する者の氏名及び住所又は名称及び所在地

一 聴聞の件名

二 陳述書の提出の場合にあつては聴聞に係る不利益処分の原因となる事実その他当該事案の内容についての意見

（聴聞調書及び報告書の記載事項）

第十一条 聴聞調書には、次に掲げる事項（聴聞の期日における審理が行われなかつた場合においては、第四号に掲げる事項を除く。）を記載し、主宰者がこれに記名押印しなければならない。

一 聴聞の件名

二 聴聞の期日及び場所

三 主宰者の氏名及び職名

四 聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人又はこれらの者の代理人若しくは補佐人（以下この項において「当事者等」という。）の氏名並びに県の職員の職名及び氏名

五 聴聞の期日に出頭しなかつた当事者等の氏名及び当事者にあつては、出頭しなかつたことについての正当な理由の有無

六 当事者等及び県の職員の陳述の要旨（提出された陳述書における意見の陳述を含む。）

七 証拠書類等が提出されたときは、その標目

八 その他参考となるべき事項

2 聴聞調書には、書面、図画、写真その他主宰者が適当と認めるものを添付して調書の一部とすることができる。

3 報告書には、次に掲げる事項を記載し、主宰者がこれに記名押印しなければならない。

一 聴聞の件名

二 意見

三 理由

（聴聞調書及び報告書の閲覧）

第十二条 法第二十四条第四項の規定による閲覧の求めについては、当事者又は参加人は、その氏名、住所及び閲覧をしようとする聴聞調書又は報告書に記載された聴聞の件名を記載した書面を、聴聞の終結前においては聴聞の主宰者に、聴聞の終結後においては知事に提出してこれを行うものとする。

2 主宰者又は知事は、閲覧の求めに応じたときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を当事者又は参加人に通知しなければならない。

附 則

1 この規則は、平成六年十月一日から施行する。

2 三重県聴聞規則（昭和二十七年三重県規則第三号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。

3 この規則の施行前に、旧規則第二條の規定による通告がされた場合においては、当該通告に係る聴聞の手続に関しては、なお従前の例による。

別紙様式（第 3 条関係）

（表）

聴 聞 通 知 書

第 号
年 月 日

様

三 重 県 知 事 ☐

あなたに対する下記の事実を原因とする不利益処分に係る行政手続法第 1 3 条の規定による聴聞を下記のとおり行いますので通知します。

記

聴聞の件名	予 定 さ れ る	
	不利益処分の内容	
	根 拠 と な る 法 令 の 条 項	
	不 利 益 処 分 の 名 あ て 人 の 氏 名	
不 利 益 処 分 の 原 因 と な る 事 実		
聴 聞 の 期 日		年 月 日 時 分から
聴 聞 の 場 所		
聴聞に関する事務を所掌する組織	名 称	
	所 在 地	

- 備考 1 あなたは聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日の出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができます。
- 2 あなたは聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。
- 3 その他聴聞に際しての留意事項は裏面のとおりです。

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
- 2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

（裏）

聴聞に際しての留意事項

- 1 あなたが聴聞に出頭しない場合には、あなたに代わって代理人を聴聞の期日に出頭させ、意見を述べさせ、及び証拠書類等を提出させることができます。
- 2 聴聞の期日において補佐人と出頭しようとする場合には、補佐人になろうとする者の氏名、住所、聴聞の件名、あなたとの関係及び補佐する事項を記載した書面を聴聞の期日の 5 日前までに主宰者に提出して許可を受けてください。
- 3 やむを得ない理由がある場合には、三重県知事に対し、聴聞の期日の 5 日前までに、聴聞の件名及び聴聞の期日の変更の理由を記載した書面を提出して、聴聞の期日の変更を申し出ることができます。
- 4 あなた又はあなたの代理人が聴聞の期日に出頭する場合にはこの通知書を持参してください。
- 5 正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、陳述書又は証拠書類等を提出しない場合には、行政手続法第 2 3 条第 1 項の規定により、改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、聴聞を終結することがあります。

聴聞の	職 名		氏 名	
主宰者	連絡先			
聴 聞 の 公 開	公開する ・ 公開しない			

備考 聴聞の公開の項については、該当する部分を○印で囲むこと。

三重県事務決裁及び委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成六年九月三十日
三重県知事 田 川 亮

三重県規則第九十一号
三重県事務決裁及び委任規則の一部を改正する規則
三重県事務決裁及び委任規則（昭和六十二年三重県規則第二十一号）を次のように改正する。
別表第一の表第三号の項第五号中「聴聞期」を削り、同表中第三号の項を第十四号の項とし、第四号の項から第二十一号の項までを一項ずつ繰り下げ、第三号の項の次に次のように加える。

4	行政手続法（平成5年法律第88号）の施行に関する事務	1	法第5条第1項の規定による審査基準の設定				
		2	法第6条の規定による標準処理期間の設定				
		3	法第12条第1項の規定による処分基準の設定				
		4	法第15条第1項の規定による聴聞の通知				
		5	法第15条第3項の規定による提示				
		6	法第18条第1項の規定による文書等の閲覧をさせないことの決定				
		7	法第18条第3項の規定による文書等の閲覧の日時及び場所の指定				
		8	法第18条第1項の規定による聴聞の主宰者の指名（三重県聴聞規則（平成6年三重県規則第90号）第6条第2項の規定による新たな主宰者の指名を含む。）				
		9	法第20条第6項の規定による聴聞の期日における審理の公開の決定				
		10	法第24条第3項の規定による聴聞調査及び報告書の受理				
		11	法第25条の規定による聴聞の再開の命令				
		12	法第29条第1項の規定による口頭による弁明の許可				
		13	法第30条の規定による弁明の機会の付与の通知及び第31条において準用する第15条第3項の規定による提示				
		14	規則第3条第4項の規定による聴聞期日の変更				
		15	規則第3条第5項の規定による通知				
		16	規則第9条第1項の規定による当事者及び参加人への通知並びに聴聞の期日及び場所の公示				
		17	規則第12条第2項の規定による聴聞調査及び報告書の閲覧の日時及び場所の通知				

附 則
この規則は、平成六年十月一日から施行する。
知事の所管に属する公益法人の設立、監督等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成六年九月三十日
三重県知事 田 川 亮

三重県規則第九十二号
知事の所管に属する公益法人の設立、監督等に関する規則の一部を改正する規則
知事の所管に属する公益法人の設立、監督等に関する規則（昭和四十二年三重県規則第七号）の一部を次のように改正する。
第十四条を削り、第十五条を第十四条とし、第十六条から第十八条までを一挙ずつ繰り上げる。
第十九条中「第十六条及び第十七条第二項」を「第十五条及び第十六条第二項」に改め、同条を第十八条とし、第二十条を第十九条とし、第二十一条を第二十条とする。

第十三号様式中「第16条関係」を「第15条関係」に改める。
第十四号様式中「第17条関係」を「第16条関係」に、「第17条第1項」を「第16条第1項」に改める。
第十五号様式中「第17条関係」を「第16条関係」に、「第17条第2項」を「第16条第2項」に改める。
第十六号様式中「第17条関係」を「第16条関係」に改める。
第十七号様式中「第18条関係」を「第17条関係」に改める。

附 則
この規則は、平成六年十月一日から施行する。

三重県女性センター管理規則をここに公布する。
平成六年九月三十日
三重県知事 田 川 亮

三重県規則第九十三号
三重県女性センター管理規則
（趣旨）
第1条 この規則は、三重県総合文化センター条例（平成六年三重県条例第五号。以下「条例」という。）第十条の規定に基づき、三重県女性センター（以下「センター」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。
（休館日）
第2条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は別に休館日を定めることができる。
月曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に定める休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その祝日以後の最初の休日でない日）。
十二月二十九日から翌年一月三日まで
（使用時間）
第3条 センターの使用時間は午前九時から午後九時までとし、情報コーナー及び茶室の使用時間は午前九時から午後五時までとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。
（使用期間）
第4条 条例第二条第一項の許可（以下「使用許可」という。）を必要とする施設の使用期間は、三日間以内とする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。
（使用の許可）
第5条 使用につき条例第七条の使用料を必要とする施設（以下「有料施設」という。）における使用許可を受けようとする者は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ下欄に掲げる申込期間内に使用許可申請書（第二号様式）を知事に提出しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、当該申込期間によらないことができる。

区 分	申 込 期 間
多目的ホール	使用する日の属する月の六月前から使用する日の二日前まで
有料施設（多目的ホールを除く。）	使用する日の属する月の三月前から使用する日の二日前まで
そ の 他	使用する日の属する月の三月前から使用する日まで

2 知事は、有料施設の使用許可をしたときは、申請者に使用許可書（第二号様式）を交付するものとする。
（許可事項の変更）
第6条 有料施設の使用許可を受けた者（以下「有料施設使用者」という。）は、使用期間その他使用許可書に記載された事項を変更しようとするときは、使用する日の前日までに使用変更許可申請書（第三号様式）に使用許可書を添えて知事に提出し、その許可を受けなければならない。
2 知事は、変更の許可をしたときは、申請者に使用変更許可書（第四号様式）を交付するものとする。
（使用の取消し）
第7条 有料施設使用者は、使用の取消しをしようとするときは、使用許可取消申出書（第五号様式）に使用許可書を添えて、速やかに知事に提出しなければならない。

(使用者の義務)

第八条 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、センターの施設の使用を終了したときは、速やかにこれを原状に回復し、その旨を三重県女性センター所長(以下「所長」という。)に届け、その点検を受けなければならない。

2 使用者が前項に規定する原状回復の義務を履行しないときは、所長において原状に復し、これに要した費用は使用者の負担とする。

(入館者の義務)

第九条 センターに入館した者(以下「入館者」という。)は、施設等を汚損し、若しくは破損し、又は滅失(以下「汚損等」という。)してはならない。

2 入館者は、故意又は過失によって施設等に汚損等を生じさせたときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(使用者の遵守事項)

第十条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

一 火災の予防に努めること。

二 収容定数を超えて入場させないこと。

(入館者の遵守事項)

第十一条 入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

一 所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用しないこと。

二 他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

三 所定の場所以外に立ち入らないこと。

(宣伝行為等の許可)

第十二条 次に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

一 ポスター、看板、旗、その他これらに類するものを掲げ、又ははり付けること。

二 特別な設備を設置すること。

三 物品を宣伝し、若しくは販売し、又は頒布すること。

(入館の制限)

第十三条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して入館を拒否し、又は退去を命ずることができる。

一 めいてい者等他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある者

二 管理上必要な指示に従わない者

(委任)

第十四条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この規則は、平成六年十月七日から施行する。

第1号様式(その1)(第5条関係)

使用許可申請書

施設申請番号					頁	
年 月 日						
三 重 県 知 事 様						
申 請 者	住 所					
	団体名及び 代表者名 又は氏名	印				
	担当者名	電話番号				
三重県女性センターの使用許可を受けたいので、次のとおり申請します。						
施 設 名	使 用 目 的	使用年月日 (曜日)	使用区分及び使用料(円)			使 用 料 小計(円)
			午 前	午 後	夜 間	
入 場 料 等			合 計 (円)			
詳細は、別紙事業計画書による。						
備 考						

第1号様式(その2)(第5条関係)

附屬設備使用許可申請書

[illegible]

第2号様式（その1）（第5条関係）

使用許可書

		施設申請番号				頁	
年 月 日 三重県知事 印							
申請者	住所						
	団体名及び 代表者名 又は氏名						
	担当者名		電話番号				
三重県女性センターの使用について、次のとおり許可します。							
施設名	使用目的	使用年月日 (曜日)	使用区分及び使用料(円)				使用料 小計(円)
			午前	午後	夜間		
入場料等			合 計 (円)				
詳細は、別紙事業計画書による。							
備考							

備考 当日は事務所でこの使用許可書を提示の上、御使用ください。

第2号様式(その2)(第5条関係)

附屬設備使用許可書

[illegible]

備考 当日は事務所でこの使用許可書を提示の上、御使用ください。

第3号様式（第6条関係）

使用変更許可申請書

施設申請番号							頁	
年 月 日								
三 重 県 知 事 様								
申 請 者	住 所							
	団体名及び 代表者名 又は氏名	印						
	担当者名			電話番号				
三重県女性センターの使用変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。								
施 設 名	使 用 目 的	使用年月日 (曜日)	使用区分及び使用料(円)				使 用 料 小計(円)	
			午 前	午 後	夜 間			
入 場 料 等			合 計 (円)					
詳細は、別紙事業計画書による。								
備 考								

第 4 号様式 (第 6 条関係)

使用変更許可書

		施設申請番号			頁	
年 月 日						
三重県知事 印						
申 請 者	住 所					
	団体名及び 代表者名 又は氏名					
	担当者名		電話番号			
三重県女性センターの使用変更について、次のとおり許可します。						
施 設 名	使 用 目 的	使用年月日 (曜日)	使用区分及び使用料 (円)			使 用 料 小計 (円)
			午 前	午 後	夜 間	
入 場 料 等		合 計 (円)				
詳細は、別紙事業計画書による。						
備 考						

備考 当日は事務所でこの使用変更許可書を提示の上、御使用ください。

第 5 号様式 (第 7 条関係)

使用許可取消申出書

		施設申請番号			頁	
年 月 日						
三重県知事 様						
申 請 者	住 所					
	団体名及び 代表者名 又は氏名	印				
	担当者名		電話番号			
三重県女性センターの使用許可の取消しを、次のとおり申し出ます。						
施 設 名	使 用 目 的	使用年月日 (曜日)	使用区分及び使用料 (円)			使 用 料 小計 (円)
			午 前	午 後	夜 間	
入 場 料 等		合 計 (円)				
詳細は、別紙事業計画書による。						
備 考						

三重県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年九月二十日

三重県知事 山 川 亮 三

三重県規則第九十四号

三重県行政組織規則の一部を改正する規則

三重県行政組織規則(昭和五十二年三重県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九十四条」を「第九十四条の二」に改める。

第百八十五条の表「三重県立総合塩浜病院」の項中「三重県立総合塩浜病院」を「三重県立総合医療センター」に改める。

第百八十六条の表「総合塩浜病院」の項を次のように改める。

総合医療セン ター	管理部	総務課 医事経営課 施設管理課 栄養課	
	第一診療部	外科 心臓血管外科 脳神経外科 産婦人科 整形外科 理学診療科・理学療法室 泌尿器科 眼科 耳鼻咽喉科 麻酔科	
	第二診療部	内科 小児科 皮膚科 精神科 神経科 放射線科	
	中央放射線部	放射線第一撮影室 放射線第二撮影室 放射線治療室	
	中央検査部	第一検査室 第二検査室 第三検査室	
	中央手術部		
	人工透析部		
	薬剤部	調剤室 薬剤管理室	
	看護部		
	救命救急センター		

第百八十七条第二項第十五号及び第十七号並びに第五項第三号及び第三号並びに第百八十八条第五号中「総合塩浜病院」を「総合医療センター」に改める。

第百八十九条及び第百九十条を次のように改める。

(中央放射線部各室及び診療部放射線室の分掌事務)

第百八十九条 総合医療センター中央放射線部放射線第一撮影室の分掌事務は、放射線特殊撮影に関することとする。

2 総合医療センター中央放射線部放射線第二撮影室の分掌事務は、放射線一般撮影及び透視に関することとする。

3 総合医療センター中央放射線部放射線治療室の分掌事務は、放射線治療に関することとする。

4 志摩病院中央放射線部放射線室の分掌事務は、前二項に規定する事務とする。

5 一志病院診療部放射線室の分掌事務は、第一項及び第二項に規定する事務とする。

(中央検査部各室及び診療部検査室の分掌事務)

第百九十条 総合医療センター中央検査部第一検査室の分掌事務は、次のとおりとする。

一 一般検査に関すること。

二 生理検査に関すること。

三 その他第二検査室及び第三検査室の所管に属しないこと。

2 総合医療センター中央検査部第二検査室の分掌事務は、次のとおりとする。

一 血液検査に関すること。

二 生化学検査に関すること。

三 血清検査に関すること。

3 総合医療センター中央検査部第三検査室の分掌事務は、次のとおりとする。

一 細菌検査に関すること。

二 病理検査に関すること。

4 志摩病院中央検査部検査室及び一志病院診療部検査室の分掌事務は、前三項に規定する事務とする。

第百九十二条を次のように改める。

(薬剤部各室及び診療部薬剤室の分掌事務)

第百九十三条 総合医療センター薬剤部調剤室の分掌事務は、次のとおりとする。

一 入院患者及び外来患者の医薬品の調剤に関すること。

二 注射薬試薬の製剤に関すること。

三 医薬品の製剤に関すること。

四 調剤及び薬利用機械器具(診療棟及び病棟に配置するものを除く。)の管理に関すること。

五 入院患者の服薬指導に関すること。

六 薬剤管理指導記録の作成に関すること。

2 総合医療センター薬剤部薬剤管理室の分掌事務は、次のとおりとする。

一 医薬品情報の管理に関すること。

二 医薬品その他の薬物及び衛生材料の管理に関すること。

3 志摩病院薬剤部調剤室、高桑原病院診療部薬剤室及び一志病院診療部薬剤室の分掌事務は、次のとおりとする。

一 入院患者及び外来患者の医薬品の調剤に関すること。

二 注射薬試薬の製剤に関すること。

三 医薬品の製剤に関すること。

四 医薬品その他の薬物及び衛生材料の管理に関すること。

五 調剤及び薬利用機械器具(診療棟及び病棟に配置するものを除く。)の管理に関すること。

第百九十四条第五号中「総合塩浜病院」を「総合医療センター」に改め、第三章第五節第十四款中同条の次に次の一条を加える。

(救命救急センターの分掌事務)

第百九十四条の二 県立病院救命救急センターの分掌事務は、重篤患者の救命救急医療に関することとする。

第二百十八条第三項の表講師の項の次に次のように加える。

センター長	県立病院	上司の命を受けて救命救急センターの事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。
-------	------	--------------------------------------

附 則

この規則は、平成六年十月一日から施行する。

食糧管理法施行令第五条の二および同条の三ならびに同法施行規則第十五条による聴聞に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成六年九月三十日

三重県知事 田 川 亮

三重県規則第九十五号

食糧管理法施行令第五条の二および同条の三ならびに同法施行規則第十五条による聴聞に関する規則を廃止する規則

食糧管理法施行令第五条の二および同条の三ならびに同法施行規則第十五条による聴聞に関する規則（昭和十六年三重県規則第三十号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成六年十月一日から施行する。

家畜改良増殖法に基づく聴聞規則を廃止する規則をここに公布する。

平成六年九月三十日

三重県知事 田 川 亮

三重県規則第九十六号

家畜改良増殖法に基づく聴聞規則を廃止する規則

家畜改良増殖法に基づく聴聞規則（昭和十六年三重県規則第三十四号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成六年十月一日から施行する。

三重県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年九月三十日

三重県知事 田 川 亮

三重県規則第九十七号

三重県漁業調整規則の一部を改正する規則

三重県漁業調整規則（昭和四十二年三重県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第十条第三項中「きいて」を「聴いて」に改める。

第十二条中「行なう」を「行う」に改める。

第二十一条第一項中「取消された」を「取り消された」に改める。

第二十四条第二項中「きく」を「聴く」に、「当該申請者又はその代理人が公開の聴聞において弁明し、かつ、有利な証拠を提出する機会を与えるものとする」を「公開による意見の聴取を行わなければならない」に改め、同条第三項中「きく」を「聴く」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該処分について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。

第二十六条第四項中「きく」を「聴く」に改める。

第二十七条第一項各号列記以外の部分中「こえる」を「超える」に改め、同条第二項中「こえる」を「超える」に、「こえない」を「超えない」に改め、同条第三項各号列記以外の部分中「こえる」を「超える」に改め、同条第四項中「きく」を「聴く」に改める。

第二十九条第二項中「きく」を「聴く」に改める。

第三十一条第三項を次のように改める。

2 知事は、前項の規定による漁業等の許可又は起業の認可の取消しをしようとするときは、あらかじめ、三重海区漁業調整委員会又は三重県内水面漁場管理委員会の意見を聴くとともに、当該処分に係る聴聞の期日における審理を公開により行わなければならない。

第三十二条第三項中「第二十四条第二項」を「前条第二項」に改める。

第三十三条第三項中「行なう」を「行う」に改め、同条第四項中「第二十四条第二項」を「第二十一条第一項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 知事は、第一項又は第二項の規定による漁業等の許可若しくは起業の認可につき内容の変更、制限若しくは条件の付加又は操業の停止を行おうとするときは、聴聞を行わなければならない。

第四十七条第一項及び第五十条中「こえる」を「超える」に改める。

第五十二条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同条第六項中「行なつては」を「行つては」に改める。

第五十二条第一項中「行なわせる」を「行わせる」に改め、同条第二項中「こえない」を「超えない」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 知事は、第一項前段の規定による処分をしようとするときは、聴聞を行わなければならない。

第五十二条第四項中「こえない」を「超えない」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前項の聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

第五十四条第二項中「前条第三項」の下に「及び第四項」を加える。

第五十五条第二項中「こえない」を「超えない」に改め、同条第三項中「第五十二条第三項」の下に「及び第四項」を加える。

第六十六条中「二万円」を「五万円」に改める。

附 則

1 この規則は、平成六年十月一日から施行する。

2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

公安規 則

聴聞等に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成六年九月三十日

三重県公安委員会委員長 小 菅 弘 正

三重県公安委員会規則第五号

聴聞等に関する規則を廃止する規則

聴聞等に関する規則（昭和四十二年三重県公安委員会規則第五号）は、廃止する。

附 則

1 この規則は、平成六年十月一日から施行する。

2 この規則の施行前に、廃止前の聴聞等に関する規則第七條第一項又は第八條の規定による通知又は公示がされた場合においては、当該通知又は公示に係る聴聞の手續に関しては、なお従前の例による。

三重県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年九月三十日

三重県公安委員会委員長 小 菅 弘 正

三重県公安委員会規則第六号

三重県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

三重県道路交通法施行細則（昭和四十二年三重県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第三十八条中「供与し、若しくは聴聞」を「付けし、聴聞し、若しくは意見の聴取」に改める。

附 則

この規則は、平成六年十月一日から施行する。

三重県公安委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年九月三十日

三重県公安委員会委員長 小 菅 弘 正

三重県公安委員会規則第七号

三重県公安委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督等に関する規則の一部を改正する規則

三重県公安委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督等に関する規則（昭和五十九年三重県公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「第十六条」を「第十五条」に改める。

第十五条第一項中「第十七条第一項」を「第十八条第一項」に改め、同条第二項中「第十七条第一項」を「第十八条第一項」に改める。

第十八条を削る。

附 則

この規則は、平成六年一月一日から施行する。

告 示

三重県告示第450号

三重県総合文化センター条例（平成6年三重県条例第5号）第7条第1項及び第2項の規定に基づき三重県総合文化センターの空調設備使用料及び附属設備使用料の額を次のように定め、平成6年10月7日から施行する。

平成6年9月30日

三 重 県 知 事 田 川 亮 三

1 空調設備

ホ ー ル 名	使用料の単位	使 用 料（円）	
		三重県文化会館	三重県女性センター
大 ホ ー ル	1 時 間	4,000	
中 ホ ー ル	1 時 間	3,000	
小 ホ ー ル	1 時 間	1,000	
多 目 的 ホ ー ル	1 時 間		1,000

2 附属設備

設 備 名	使 用 料 の 単 位	使 用 料（円）		
		三重県文化会館	三重県生涯学習 セ ン タ ー	三 重 県 女 性 セ ン タ ー
（舞台設備）				
オーケストラピット（大ホール1）	一 式	5,000		
オーケストラピット（大ホール2）	一 式	5,000		
オーケストラピット（中ホール・脇花道を含む。）	一 式	8,000		
音 響 反 射 板（大ホール）	一 式	8,000		
音 響 反 射 板（中ホール）	一 式	5,000		
舞 台 せ り（大）	一 式	3,000		
舞 台 せ り（小）	一 式	1,000		
スライディング	一 式	5,000		
回 り 舞 台	一 式	5,000		
美 術 バ ト ン	1 本	400		400
平 台	1 坪	200		200
演 台（大）（花台を含む。）	一 式	1,000		
演 台（中）（花台を含む。）	一 式	500		500
司 会 台	1 台	300		300
長 机	1 台	100		100
折 り 畳 み 椅 子	1 脚	50		50
式 典 用 椅 子	1 脚	300		
所 作 台	一 式	8,000		
仮 設 能 舞 台	一 式	15,000		

秘 羽 目	一 式	2,500	
竹 羽 目	一 式	2,500	
地 が す り（黒色）	一 式	3,000	
地 が す り（灰色）	一 式	3,000	
バレエマット	1 枚	5,000	
白 紗 幕（英国紗）	1 枚	2,000	
黒 紗 幕（英国紗）	1 枚	2,000	
リアスクリーン	1 枚	5,000	
ジョーゼット幕	1 列	5,000	
バ ッ ク 幕（波紗幕）	1 枚	5,000	
ド ロ ッ プ（山景色）	1 枚	5,000	
ド ロ ッ プ（川景色）	1 枚	5,000	
ド ロ ッ プ（波景色）	1 枚	5,000	
金 屏 風	1 双	2,000	
銀 屏 風	1 双	2,000	
上 敷	1 坪	200	
大 太 鼓（二尺丸台付）	1 台	1,000	
毛 せ ん（緋）	1 坪	200	
毛 せ ん（紺）	1 坪	200	
赤 布	1 坪	100	
高 座 座 布 団	1 枚	200	
ドライアイスマシン	1 台	2,000	
（楽器）			
ピ ア ノ（スタンウェイ）	1 台	13,000	
ピ ア ノ（ペーゼンドルファー）	1 台	13,000	
ピ ア ノ（ヤマハ）	1 台	6,000	6,000
ピ ア ノ（カワイ）	1 台	6,000	
チェレスタ	1 台	5,000	
ポジティブオルガン	1 台	10,000	
チェンバロ	1 台	10,000	
ハ ー プ	1 台	5,000	
チ ャ イ ム	1 台	2,000	
ティンパニー	一 式	3,000	
指 揮 台（二段式）	一 式	500	500
譜 面 台（折り畳み式）	1 台	50	50
譜 面 台（スタンド式）	1 台	100	
譜 面 灯	1 灯	50	
ベ ー ス 椅 子	1 脚	200	
（照明設備）			
スポットライト	1 kw	200	200
ピンスポットライト（3 kw）	1 台	2,000	

ピンスポットライト（2 kw）	1 台	1,000		
ピンスポットライト（1 kw）	1 台	500		500
デザイナー調光卓	一 式	15,000		
パニ（2.5 kw）	1 台	2,000		
マルチストロボ	1 台	1,000		
スモークマシン	1 台	2,000		
（音響設備）				
拡声装置（大ホール又は中ホール）	一 式	2,500		
拡声装置（小ホール又は多目的ホール）	一 式	1,000		1,000
マイク	1 本	500		500
仮設音響機材	一 式	15,000		
（映写設備）				
16ミリ・35ミリ兼用映写機	一 式	10,000		
35ミリ映写機	一 式			5,000
16ミリ映写機（ホールにあるものに限る。）	一 式	3,000		3,000
大型映像装置	一 式			15,000
（その他）				
3色LED表示装置	一 式	15,000		
ハイビジョンシステム	一 式		15,000	
持込機材電気使用料	1 kw	150		150
A V システム	一 式	2,000	2,000	2,000
同時通訳機	一 式	15,000		15,000
スライド映写機	一 式	1,000		1,000
16ミリ映写機	一 式	2,000	2,000	2,000
茶器（茶室にあるものに限る。）	一 式			1,000

備考 1 空調設備の使用の時間が1時間未満であるときは、当該使用の時間は1時間とし、使用の時間に1時間未満の時間があるときは、当該1時間未満の時間は1時間とする。

2 附属設備の使用料は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで又は午後6時から午後9時（大ホール、中ホール及び小ホールにあっては午後10時）までの各時間帯における使用料とする。ただし、茶器（茶室にあるものに限る。）の使用料は、午前9時から正午まで又は午後1時から午後5時までの各時間帯における使用料とする。

三重県告示第451号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成6年9月30日

三重県知事 田 川 亮 三

- 1 使用料
三重県総合文化センター条例（平成6年三重県条例第5号）第7条第1項及び第2項に規定する使用料
- 2 委託先
津市一身田上津部田1234番地
財団法人 三重県文化振興事業団
- 3 委託の始期
平成6年10月7日

毎週火、金曜日発行

購読料（送料共） 1箇月 2,700円
1箇月 32,400円

平成6年9月30日印刷発行

津市広明町13番地

三

重

県

印刷 三重県総務部学事文書課